

公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 7年10月23日

太良町農業委員会
会長 榊原 照博



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の 種類	農地法第32条又は 第33条の該当条項 等	農地の所有者等 の情報
太良町大字多良字石原 5528 番地 2	畑	89	所有権	農地法第33条第1項	(亡)峰松又次
太良町大字多良字江岡 4806 番地 1	畑	88	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字江岡 川内 5010 番地	田	145	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字江岡 川内 5039 番地	田	728	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字江岡 川内 5053 番地	田	2,151	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字江岡 川内 5084 番地 1	田	314	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字江岡 川内 5084 番地 2	田	299	所有権	農地法第33条第1項	(亡)中村蓮三
太良町大字多良字高野 5421 番地 122	畑	84	所有権	農地法第33条第1項	(亡)森川清六
太良町大字多良字大久 保 3492 番地 1	畑	237	所有権	農地法第33条第1項	(亡)與猶イサ
太良町大字多良字大久 保 3515 番地 2	畑	352	所有権	農地法第33条第1項	(亡)與猶イサ



太良町大字多良字早垣 3969 番地	畑	1,052	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山口又六
太良町大字多良字早垣 4005 番地 1	畑	148	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山口又六
太良町大字多良字柳谷 9441 番地 2	畑	186	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山口郡一
太良町大字多良字峰 3266 番地 3	畑	154	所有権	農地法第33条第1項	(亡)石山與作
太良町大字多良字峰 3256 番地 1	畑	454	所有権	農地法第33条第1項	(亡)江藤喜代七
太良町大字多良字峰 3146 番地 2	畑	328	所有権	農地法第33条第1項	(亡)下田キミ
太良町大字多良字峰 3148 番地 2	畑	144	所有権	農地法第33条第1項	(亡)下田キミ
太良町大字多良字早垣 4140 番地 2	畑	352	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山崎末市
太良町大字多良字早垣 4161 番地	畑	555	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山崎末市
太良町大字大浦字宮ノ 後甲 500 番地	畑	35	所有権	農地法第33条第1項	(亡)池田長一
太良町大字大浦字宮ノ 後甲 395 番地	畑	486	所有権	農地法第33条第1項	(亡)村山シキ
太良町大字伊福字中古 賀甲 1777 番地	畑	115	所有権	農地法第33条第1項	(亡)待永清次郎
太良町大字多良字早垣 4154 番地	畑	82	所有権	農地法第33条第1項	(亡)山崎伊與吉

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行った



とみなされる場合を含む)。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。